

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	45 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	31 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで

私は昭和52年3月に区役所で転出手続を行った際、区の職員から50年4月以降の未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付できると説明を受け、転居後、妻から借りた約6万円で妻が市の集金人に2年分の未納保険料を納付した。納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区の職員から未納であった国民年金保険料をさかのぼって納付できると説明を受け、転居後の昭和52年5月から同年6月ごろ申立人の妻が市の集金人に2年分の保険料を納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から50年7月ごろに払い出されていることが確認でき、申立期間は、転居後の52年7月までの期間において過年度納付が可能な期間である上、申立期間当時、転居した市では納付組合の集金人が保険料を戸別収納していたことが確認でき、同組合の収納奨励助成金支給要項には、過年度保険料の収納に対する助成金支給規定が定められていることから、被保険者の依頼を受けた集金人が国民年金の過年度保険料を収納していたものと考えられ、市の集金人に2年分の保険料をさかのぼって納付したとの申立人の申述には信憑性がうかがえる。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、2年分の未納

保険料の納付について、転出手続時には現金を用意していなかったため区役所の窓口ではなく、転居後の昭和52年5月から同年6月ごろ市の集金人にまとめて納付したと述べている上、申立人の妻は52年当時まだ結婚前であったが申立人のために約6万円を立て替えて納付したとも証言していることから、その申述内容は具体的であり不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

私は、主婦でも国民年金に加入できることを知り、A市在住時の昭和53年3月に国民年金に任意加入した。申立期間当時、2回引っ越しているが、国民年金保険料は任意加入して以降もれなく納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は昭和53年3月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き61年3月までの保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金制度に対する理解及び保険料の納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は、転居後のB区に納付書が送られてきた記憶は無く、A市において申立期間の保険料を前納したと申述しているところ、国民年金被保険者台帳及び申立人の所持する年金手帳により、A市からB区へ転居した時期は昭和55年7月であることが確認でき、申立期間である昭和55年度分の納付書はA市において発行され、同納付書は55年4月にはA市在住の申立人に送付されていたものと考えられる上、国民年金被保険者台帳により、申立人は申立期間直前の昭和54年度分を昭和54年4月に前納していることが確認できることから、申立期間の保険料をA市で前納したとの申立人の申述に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの期間及び同年6月から38年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和37年6月から38年2月まで

私は、老後のことを考え、昭和35年10月ごろ市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、私が二人分を一緒に集金人又は市役所において納付していた。申立期間の夫の保険料は納付済みとなっているのに私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初より国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立期間は合わせて18か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立期間の保険料を夫の分と一緒に納付していたと主張しているところ、その夫の国民年金手帳記号番号は申立人と夫婦連番で払い出されており、夫の保険料は、申立期間を含む国民年金加入期間のすべてが納付済みとなっている上、オンライン記録から、申立期間に隣接する期間の保険料は現年度納付されたことが確認できることから、申立人は、申立期間の保険料を夫の分と合わせて納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から43年3月まで
② 昭和47年7月及び同年8月

私は、細かいことはもう覚えていないが、国民年金保険料については1回も忘れることなく納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間であり、オンライン記録において、直前の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できることから、申立人は申立期間②の保険料については現年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、60か月と長期間である上、申立人は、保険料の納付金額、納付場所、納付時期等について記憶が定かでなく、保険料の納付状況は不明である。

また、被保険者台帳及び被保険者名簿によれば、昭和54年から55年にかけて数回にわたり、36年4月から38年3月までの保険料を特例納付していることが確認できるところ、当該期間後の申立期間①は、同年4月を除き申立人の夫は厚生年金保険に加入していた期間であるため、申立期間①の過半については申立人は国民年金の任意加入期間となり、特例納付は強制加入被保険者を対象としていることを踏まえると、54年の時点においては任意加入対象者であった申立人は特例納付を行うことができなかつたものと推認される。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、申立期間当時、自宅から市役所の支所及び金融機関が遠かったため、自分で国民年金保険料の納付に出かけた記憶は無いが、数か月に一度、集金に来てくれていた方がいたと記憶している。集金人に納付した金額が国民年金保険料であったかどうかは定かではないが、私には申立期間を未納とする理由はないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月ごろ国民年金に加入し、申立期間を除き、60歳までの国民年金の加入期間において国民年金保険料の未納は無く、住所変更手続も適切に行い、保険料の納付も長期間にわたり口座振替を行っていることから、保険料の納付意識が高かったと認められる。

また、申立期間は12か月と短期間である上、その前後の期間の保険料は納付済みであることから、申立期間の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年7月から7年6月までの国民年金の被保険者期間については、第3号被保険者に該当していたものと認められることから、被保険者資格記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 61 年 3 月まで
② 平成 6 年 7 月から 7 年 6 月まで

私の国民年金については、私の父が、昭和 36 年 4 月に加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、39 年 3 月に結婚して上京してからは、私が保険料を納付した。当初は集金による納付、その後は送付されてきた納付書で近くの郵便局や銀行で納付した。54 年 4 月から 61 年 3 月までが未加入となっているが、資格喪失届を出した覚えはなく、なぜそのようなことになっているのか分からない。

また、平成 6 年 7 月から 7 年 6 月までの期間は、17 年*月に 65 歳で裁定請求するまで、第 3 号被保険者の期間であったはずであり、保険料を納付する機会も与えずに一方向的に未納期間とすることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、当初の申立人の第 3 号被保険者資格の喪失日は、申立人の夫の当初の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日の平成 7 年 7 月 1 日と記録されていたところ、申立人の夫が事業主である会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 8 年 2 月 1 日の約 1 か月後の同年 3 月 6 日に、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が 6 年 7 月 1 日に遡及訂正^{そきゅう}されており、その遡及訂正が 17 年*月の申立人の裁定請求時に確認されたことにより、申立人の第 3 号被保険者資格の喪失日が 7 年 7 月 1 日から 6 年 7 月 1 日に訂正された結果、第 1 号被保険者として国民年金保険料の納付機会のない同年 7 月から 7 年 6 月までの未納期間が生じるようになった。

また、申立人の夫の厚生年金保険被保険者の資格記録に係る遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の夫が事業主である会社を管轄していたA年金事務所は、当時の資料は保管しておらず、当時の事情を知る職員も不在のため、当該遡及訂正が行われた理由は不明であると回答している。

さらに、申立人の夫が事業主である会社の元役員及び元従業員は、「申立人は会社の経営には全く関与しておらず、会社に来ることも無かったので具体的な経営悪化の状況及び社会保険料の納付状況等は知らなかったと思う。」と供述している上、申立人の次男（当時、両親と同居で別会社に勤務）は、「父は事業の話は家庭ではほとんどせず、母は専業主婦であったので会社の経営状況が良くないことは知っていたと思うが、詳細な債務処理等は知らなかったと思う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立期間②については、社会保険事務所（当時）において、申立人の夫の厚生年金保険被保険者の資格記録の遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、資格喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人は、当時、申立人の夫の事業に関与していないため、その夫の資格記録の遡及訂正が行われたことを知らなかったことを考え合わせれば、申立期間②においては第3号被保険者の該当要件を満たしていたものと考えられる。

- 2 申立期間①については、オンライン記録によれば、申立人は昭和54年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失しており、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①は84か月と長期間である上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の記憶が不鮮明のため、申立期間①に係る保険料の納付状況等は不明であり、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年7月から7年6月までの国民年金の被保険者期間については第3号被保険者であったものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 52 年 1 月 12 日に会社を退職し、国民年金の加入手続をして以降、57 年 6 月まで国民年金保険料を口座引落しで納付しており、「昭和 57 年度国民年金保険料納付明細書」を受け取っているにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（特殊台帳）、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳では、申立人は昭和 57 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間は未加入の期間と記録されているところ、申立人が所持する A 市が交付した「昭和 57 年度国民年金保険料納付明細書」によれば、申立期間の国民年金保険料 1 万 5,660 円が口座振替されたことが昭和 58 年 3 月 31 日付けで申立人に通知されていることから、同日まで申立人は同市において国民年金の被保険者であったと推認される。

また、特殊台帳にも申立期間について納付を表す「納」の押印があり、申立期間の保険料が納付されたことが確認できる。

さらに、申立人は任意加入の資格喪失の申出は行っていないと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳に記載されている資格喪失日の昭和 57 年 4 月 1 日は、B 村（現在は、C 市）に転出後の同年 6 月 5 日以降に記載されたものと推認され、特殊台帳に「要キャンプ」と記載があるものの、還付期間、還付金額及び還付決定日の記載は無く、同年 4 月 1 日に資格を喪失したことによる適正な保険料還付が行われたことは確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3034

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 43 年ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。46 年ごろは集金人に保険料を納付し、「国民年金保険料領収カード」にも押印がある。申立期間の前後の保険料はきちんと納めており、申立期間の保険料も納付したはずなのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は任意加入期間の 3 か月と短期間であり、前後の期間は長期間にわたり国民年金保険料を現年度で納付していることから、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の所持する「国民年金保険料領収カード」に当時の収納責任者の記名と印があり、裏面の昭和 46 年度の 4 月から 9 月までの欄に昭和 46 年 6 月 9 日付けの領収印が押され、同年 6 月及び同年 9 月の欄にそれぞれ領収金額として正しい保険料額である 1,350 円が記載されていることから、申立期間の保険料が A 市の徴収員に収納されたことが確認できる。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録は、申立期間の検認印が消除されている上、近接する昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの検認印の日付が保険料を収納した同年 6 月 9 日以前の同年 4 月 5 日となっていることから、記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3035

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 及 び 同 年 5 月

私は、会社を退職後、A県B市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付している。昭和 61 年の源泉徴収票の「社会保険料等の金額 申告による控除分」は5か月分の国民年金保険料額が記載してあるので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和 61 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額（申告による控除分）には、申立期間の国民年金保険料及び納付済みと記録されている同年1月から同年3月までの保険料の合計額とおおむね一致する金額が記載されていることから、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間は2か月と短期間であり、現年度で保険料を納付できる期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年8月まで

私は、会社を退職した後の昭和51年1月ごろにA市で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び前後の任意加入者の資格取得日より、申立人が国民年金の加入手続きを行ったのは昭和52年6月ごろと推認でき、この時点において申立期間の国民年金保険料は過年度納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間以降、国民年金に任意加入し、加入期間を通じて未納は無く、保険料の納付意識の高さが認められることから、8か月と短期間である申立期間の保険料は納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から48年3月まで
② 昭和52年9月から61年6月まで
③ 昭和61年10月から同年12月まで

私の昭和46年6月から48年3月までの国民年金保険料は、当時一緒に住んでいた父が納付してくれていたはずである。また、同年4月から勤めていたA事業所を52年9月に退職した後、国民年金に加入して保険料を納付し、56年10月に結婚してからはB銀行C支店（当時）で夫婦の保険料を口座引落しで一緒に納付している。いずれの申立期間においても未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、3か月と短期間である上、申立人が保険料を一緒に納付したとする申立人の妻も納付済みであることから納付していたものと考えるのが自然である。

2 申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年11月13日にD市に払い出された番号の一つであり、D市の保管する国民年金被保険者名簿において、国民年金の加入手続の受付日が同年12月24日となっていることから、申立人が同日に国民年金に加入したことが確認でき、この時点で申立期間①及び申立期間②のうち59年9月以前は時効により、制度上、保険料を過年度納付することはできない期間である。

また、申立人は、昭和52年9月にA事業所を退職した後に国民年金に加入したと主張しているところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3038

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年9月まで

私は20歳から国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していたが、昭和49年12月に結婚したとき、夫が厚生年金保険に加入していたので、その妻は国民年金保険料を納付しなくてもよいという話を聞いたが、私は年金の受給額が多いほうが良いと考え、当時住んでいたA（地名）の郵便局や銀行で納付し続けていたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後も国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付するなど申立期間当時から保険料の納付意識は高かったものと推認できる。

また、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の標準報酬月額が高く、仕事も安定しており、申立期間当時住んでいたB区では現年度納付が可能であり、保険料を納付できる環境にあった。

さらに、申立期間の前後は長期間納付済みで、申立期間は18か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和23年4月1日、資格喪失日は同年12月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和23年4月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは4,800円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和27年11月1日から28年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を27年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月1日から同年6月1日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から同年12月1日まで
② 昭和27年11月1日から28年3月1日まで
③ 昭和40年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和19年6月1日から52年6月30日までA社に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。在籍証明

書を提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、雇用保険の加入記録、A社から提出された職員カード及び申立人から提出された当該事業所発行の在籍証明書により、申立人は、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和23年4月1日、資格喪失日は空欄）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年4月1日に被保険者資格を取得し、同年12月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和23年4月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは4,800円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録、A社から提出された職員カード及び申立人から提出された当該事業所発行の在籍証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本店から同社C支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、異動日については、A社から提出された職員カードにより、申立人は、昭和27年10月8日にD出張所から転勤になり、申立期間②を含む29年7月14日までE（作業）に継続して勤務していたことが確認できる上、当該作業に携わっていた申立人は、28年3月1日に同社C支店で被保険者資格を取得していることが確認できるところ、A社の人事担当者は、「当時、正社員であった申立人の厚生年金保険の資格取得手続きがC支店において遅れた可能性がある。」と回答していることから、27年11月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和28年3月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は賃金台帳が保管されていないため資料が提供できないと回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③については、雇用保険の加入記録、A社から提出された職員カード及び申立人から提出された当該事業所発行の在籍証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和40年5月1日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間③に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社本店に係る昭和40年6月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は賃金台帳が保管されていないため資料が提供できないと回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年12月16日から26年8月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日（25年12月16日）及び資格取得日（26年8月2日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和26年9月10日から27年2月1日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格取得日に係る記録を26年9月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月16日から26年8月2日まで
② 昭和26年9月10日から27年2月1日まで

私は、昭和24年12月1日からA社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間に欠落期間があり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、オンライン記録によると、A社C営業所において昭和24年12月1日に厚生年金保険の資格を取得し、25年12月16日に資格を喪失後、26年8月2日に同社において再度資格を取得しており、25年12月から26年7月までの申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及びB社が申立人に発行した在職証明

書により、申立期間①において、申立人はA社C営業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間①当時は、E県F町（現在は、G市）のH（作業）に従事していた期間だと思う。」と供述しているところ、B社は、「H（作業）期間は、昭和25年10月10日から26年6月3日までである。」と回答しており、申立人の供述とほぼ一致している。

さらに、申立人が当該作業を一緒に行ったとして氏名を挙げている元同僚は、申立期間①においてA社C営業所で厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和25年11月の申立人のA社C営業所に係る社会保険事務所（当時）の記録から、3,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明であると回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年12月から26年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C営業所から同社D支店に異動）、申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「I（作業）及びJ（作業）の期間が欠落しているのではないかと思う。また、I（作業）は、J（作業）の直前で5か月半くらいだった。」と供述していること、B社は、「J（作業）は、昭和27年3月18日から同年10月13日までであり、当時のK県内の作業はD支店の管轄だった。」と回答していることから、26年9月10日とするのが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和27年4月の申立

人のA社D支店に係る社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和26年4月18日、資格喪失日は同年8月21日であると認められることから、申立人に係る当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 1 月 1 日から 24 年 1 月 1 日まで
② 昭和 26 年 4 月 1 日から 同年 8 月 31 日まで
③ 昭和 27 年 9 月 1 日から 28 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 23 年 1 月から年末まではB市CのD社でE（職種）として、26 年 4 月から同年 8 月まではA社でF（作業）の作業員として、27 年 9 月から 28 年 4 月まではG区HのI社にそれぞれ勤務した。これらの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が10か月違いで（大正14年*月*日）昭和26年4月18日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し同年8月21日に資格喪失している同姓同名の記録があり、当該記録は、基礎年金番号に統合されていない。

また、A社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届により、事業主は、申立人の生年月日を大正14年*月*日として、昭和26年4月18日に資格を取得し、同年8月21日に退職を理由に資格を喪失している旨の届出を行っていることが確認できる上、当該取得届において申立人のほか2名に係る資格取得が連名で記載され、上記記録に前後してこれら2名の記録が記載されていることから、当該厚生年

金保険の被保険者記録は申立人の記録であると判断できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険名簿において申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから、当該未統合記録は、申立人の記録と判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 26 年 4 月 18 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 21 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から 8,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、申立人は、当時の D 社本社の所在地、事業の内容等を詳述していることから、申立期間①に D 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D 社は、昭和 23 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、27 年 11 月 1 日に適用事業所でなくなっており、申立期間①のうち、23 年 1 月 1 日から同年 11 月 30 日までは適用事業所になる前の期間である。

また、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所になった日（昭和 23 年 12 月 1 日）に 280 名が被保険者資格を取得しているところ、その中に申立人の氏名は無く、その後の申立期間に新たに被保険者になった者は確認できない。

さらに、申立人は、元同僚を記憶していないため、元同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③については、申立人が氏名を挙げた元同僚の証言によると、勤務期間は明らかでないものの、申立人が、I 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、G 区に所在する I 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、上記元同僚の妻は、「申立人のことはよく知っており、私も申立人と一緒に I 社に勤務していたが、夫にも私にも I 社における厚生年金保険の加入記録は無い。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 2 日から 33 年 8 月 26 日まで
② 昭和 33 年 8 月 26 日から 34 年 1 月 21 日まで
③ 昭和 34 年 2 月 6 日から 38 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があると言われたが、脱退手当金を受給した記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所であるA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後の女性 50 名のうち、申立人の資格喪失日から前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給資格者は 14 名いるが、申立人以外に同社で脱退手当金を受給した者はいない上、A社で当時人事総務部門の担当者であった 2 名に脱退手当金の手続について確認した結果、いずれも「会社で脱退手当金の説明及び代理請求の手続を行ったことは無い。」と供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、昭和 40 年 4 月 8 日に支給決定されたこととなっているところ、申立人の被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 39 年 10 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期よりも前の昭和 39 年 11 月ごろに国民年金の加入手続を行い、長期にわたり国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和49年1月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、昭和48年8月から同年12月までの標準報酬月額については、6万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から49年1月31日まで

私は、昭和48年7月から49年1月末日まで、A社に勤務した。同年1月31日付けで健康保険厚生年金保険を脱退したことを証明した会社発行の証明書と厚生年金保険料が控除されている48年11月及び49年1月の給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が申立人に交付した健康保険厚生年金保険脱退証明書（昭和49年2月1日付け）により、申立人が同年1月31日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A社は、昭和48年10月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人から提出された給与明細書（同年11月及び49年1月）により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和48年8月31日とする届出が、その5か月後の49年1月31日に届けられていることが確認できる。

また、元同僚の証言により、当該事業所は、昭和48年10月31日に厚

生年金保険の適用事業所でなくなった後も申立人を含む 10 人以上の従業員が継続して勤務していたことが推認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は申立人が健康保険厚生年金保険を脱退した昭和 49 年 1 月 31 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 48 年 11 月の給与明細書及び申立人の A 社における同年 7 月の社会保険事務所の記録から、6 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年6月1日から18年4月1日に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和18年4月1日から19年6月1日までの期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から18年4月1日まで
② 昭和18年4月1日から19年6月1日まで

私は、昭和15年4月から20年8月末日までA社B工場に継続して勤務していたが、22年1月14日支給と記録されている17年6月1日から18年4月1日までの脱退手当金について、受給した記憶が無い。

また、昭和18年4月1日から19年6月1日まで、厚生年金保険被保険者記録に欠落があるので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、本来、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①以外の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、本人が申請手続を行ったとは考え難い。

また、申立期間①である脱退手当金の支給対象期間の後にあるA社B工場の被保険者期間は、支給対象期間となっている期間と同一の事業所及び被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給対象期間となっていないことから、社会保険事務所（当時）の支給裁定事務処理に不自然さが認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、

申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間②については、当時の複数の同僚の証言によると、申立人は、申立期間②にA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「当該事業所には当初、工員として勤務していたが、申立期間②当時は、C（業務）に従事していた。」と供述しているところ、複数の元同僚も、「申立人は、申立期間②当時、事務職であった。」と供述していることから、申立期間②は工員から事務職となり、労働者年金保険法の被保険者ではなくなったものと考えられる。

さらに、当該事業所の事業を承継したD社は、「申立期間②当時の資料は保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間②当時の労働者年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間②に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年9月1日から同年10月1日まで

私は、A事業所が設立された、昭和35年9月1日以前の設定準備のときから業務に携わっていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された労働者名簿により、申立人が昭和35年9月1日から当該事業所において勤務していることが確認できる。

また、当該事業所から提出された昭和35年9月の給料個人別明細表により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、事業主も資格取得日から保険料を控除したことを認めている。

さらに、当該事業所は、昭和35年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になっているが、事業主は同年9月1日に設立認可を受けていることを認めている上、上記同年9月の給料個人別明細表において、申立人を含めて6人の雇用が確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年9月の給料個人

別明細表から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 35 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成6年9月から7年9月までは50万円、同年10月から8年6月までは56万円、同年7月から11年9月までは59万円、同年10月から13年9月までは56万円、同年10月から14年3月までは53万円、同年4月から同年8月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月9日から14年9月30日まで

私は、A社に平成6年9月9日から14年9月まで勤務したが、当初50万円から59万円であった厚生年金保険の標準報酬月額が退職後、すべて9万8,000円の標準報酬月額に訂正されていることは納得できない。訂正前の標準報酬月額が正しいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人の主張する平成6年9月から7年9月までは50万円、同年10月から8年6月までは56万円、同年7月から11年9月までは59万円、同年10月から13年9月までは56万円、同年10月から14年3月までは53万円、同年4月から同年8月までは59万円と記録されているところ、同年10月10日付けで、6年9月9日にさかのぼってそれぞれ9万8,000円に引下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様にA社が適用事業所でなくなる前の平成14年10月に申立人を含めた7人の標準報酬月額が入社時にさかのぼって訂正されており、いずれも9万8,000円の標準報酬月額となっており、遡及訂正が事実^{事実}に即した訂正であったという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所は、滞納処分票によると、厚生年金保険料の滞納が

あったことが確認できる。

加えて、申立人は、当該事業所の履歴事項全部証明書により、同社の役員ではないことが確認できる上、当該事業所の複数の元同僚が、「申立人は、会社の取締役ではなく、B（部門）の課長であった。」と述べていることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年9月から7年9月までは50万円、同年10月から8年6月までは56万円、同年7月から11年9月までは59万円、同年10月から13年9月までは56万円、同年10月から14年3月までは53万円、同年4月から同年8月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から同年12月1日まで

私は、昭和35年2月にA社D支社に入社し、42年10月1日付けで同社C支社へ転勤したが、同社支社の資格取得日が同年12月1日となっており、厚生年金保険の被保険者期間が2か月欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社C支社から提出された社員カードの記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年10月1日に同社D支社から同支社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和42年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社C支社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、同社は、法人事業所であり、複数の元同僚の証言により、同社C支社には申立期間当時、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、同社C支社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているものの、A社C支社は、適用事業所としての要件を満たしているながら、社会保険事務所に新規適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所本店における資格取得日に係る記録を昭和25年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月22日から同年8月1日まで

私は、昭和23年4月1日から平成3年12月1日までの間、A事業所に継続して勤務しており、他社に出向したことはない。昭和25年7月22日にB支店からA事業所本店のC（部門）に転勤しており、同日から同年8月1日までの期間が厚生年金保険被保険者となっていないことは納得できないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された人事記録から判断すると、申立人は同事業所に継続して勤務し（昭和25年7月21日に同事業所B支店から同事業所本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所本店に係る昭和25年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A事業所から提出のあった資格取得届の控えにより、事業主が資格取得日を昭和25年8月1日と届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年3月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月24日から同年4月1日まで

私は、昭和25年3月24日から同年4月1日までは、A社C事業所から同社B支店へ転勤となったが、継続して勤務していたのでこの期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びD社(A社を承継)から提出された在籍証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和25年3月24日に同社C事業所から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社B支店における昭和25年4月の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の厚生年金保険に係る関係資料を保管しておらず、保険料を納付していたか不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったと認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和51年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月30日から51年4月1日まで

私は、A社において、昭和49年1月26日に厚生年金保険の資格を取得しているが、資格喪失日が50年11月30日と記録されている。同社には、51年3月末まで勤務していたので厚生年金保険の被保険者として記録されていないことは納得できない。給与明細書を添えて調査を申し立てるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社の事業所別被保険者名簿によると、申立人は当該事業所において昭和49年1月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、50年11月30日に資格を喪失したことが記録されているが、当該資格喪失の処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった51年3月31日以降の同年4月22日に受付処理されており、申立人を含む元同僚7名の被保険者の資格喪失がさかのぼって処理されていることが確認できる。

なお、申立人を含む7名の被保険者の資格喪失前の記録及び事業主ほか2名の資格喪失日から、申立期間当時、A社は厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所とな

くなった後に、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日を昭和 51 年 4 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、15 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月8日から同年12月1日まで
私は、昭和46年11月付けでA社B工場から同社C支店へ異動したが、同社には継続して勤務していたのに、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けたが納得できないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

D社（A社の持株会社）から提出された在籍証明書、A社から提出された社員台帳、E健康保険組合から提出された加入記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和46年11月1日に同社B工場から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和46年12月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、昭和46年8月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和43年4月にA社に入社後、46年9月1日から49年1月26日までの期間は、C社に出向していたが、申立期間を含めA社に継続して勤務しており、46年8月31日から同年9月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された職歴証明書及びD健康保険組合から提出された健康保険資格証明書から判断すると、申立人はA社及びその関連会社に継続して勤務し（A社本店からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「昭和46年8月31日までは、A社で業務を行い、同年9月1日に異動した。」と供述していることから、昭和46年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店に係る昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人に係る資格喪失日を昭和

46 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉国民年金 事案 3039

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から平成 5 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から平成 5 年 4 月まで

私が昭和 59 年に就職した会社は、社会保険に加入していなかったため、実家の母に国民健康保険に加入してもらった。その後、母から国民年金にも加入したとの連絡があったので、61 年ごろから国民年金保険料を上乗せして母に仕送りをしていた。平成 5 年 5 月に別の会社に就職するまでは、母が保険料を市の徴収員に納付していたのに、申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険に加入していない会社に勤務していたときに、申立人の母が国民年金の加入手続をして、市の徴収員に国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立期間は基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入時において、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、市は当時の保険料徴収に関する資料を保存していない上、申立人が氏名を記憶している市の徴収員は、申立期間当時、申立人の保険料を徴収したか否かを記憶しておらず、申立期間の保険料の納付について供述を得ることができない。

さらに、申立人は保険料の納付に関与しておらず、徴収員に納付したとする申立人の母は既に亡くなっていることから、申立期間に係る具体的な保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3040

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から平成元年 5 月まで
私の国民年金については、両親が加入手続を行ってくれ、両親が国民年金保険料を納付し、その後、叔父の保険料と一緒に納付してくれていたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の第 3 号被保険者の該当処理日から平成 3 年 7 月ごろに払い出され、同時期、加入手続を行ったと推認できることから、加入時点において申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の両親は加入手続、保険料の納付期間及び納付時期についての記憶が定かでないことから、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から58年3月までの期間、同年4月から59年3月までの期間、同年4月から平成5年11月までの期間及び6年1月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から58年3月まで
② 昭和58年4月から59年3月まで
③ 昭和59年4月から平成5年11月まで
④ 平成6年1月から7年3月まで

私は、毎月集金人に国民年金保険料を納付していたが、平成になってから40歳代の女性が5回ほど自宅に訪れ、未納及び免除とされていた保険料を納付するように勧められた。

2回目に女性が来たときに妻と一緒に話を聞いて、3回目の訪問から14万5,000円を2回、8万5,000円を1回、妻がその女性に納付した。申立期間についてすべて納付したはずなのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料については、元号が平成に変わってから、申立人の妻が合計37万5,000円を集金人に納付したと主張するところ、申立人の妻は申立期間の保険料の納付時期及び納付期間についての記憶が明確ではなく、保険料の納付状況が不明である上、申立期間①、②、③及び④の法定保険料の合計額は申立人が申述する保険料額と大きく相違する。

また、申立期間②については、申立人は保険料が免除されていた期間を追納したと主張しているが、保険料を追納するためには社会保険事務所(当時)において追納申出の手続を行った上で、納付書の発行を受けるところ、

オンライン記録において、申立人が申立期間②について追納申出を行った記録は見当たらない。

加えて、申立期間①、②、③及び④は、合計 161 か月と長期間にわたっている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から平成 7 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から平成 7 年 9 月まで

私は、昭和 61 年 9 月から平成 7 年 9 月まで、社会保険に加入していない会社に勤務していたので、自分で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。国民年金手帳、領収書、振込通知書等は何回か引っ越しをしたので紛失したが、申立期間の保険料は納付した記憶がはっきりとあり、申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 9 月から平成 7 年 9 月までの国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間は 109 か月と長期間であり、申立人の申述する国民年金の加入手続、保険料の納付方法、納付場所及び納付金額には具体性が無く、申立期間の納付状況等は不明である。

また、オンライン記録では、申立人の国民年金加入記録は無く、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3043

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から62年3月まで

私は、母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行って来ていたと聞いているので、申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、昭和63年9月14日に初めて国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載があり、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金記号番号が払い出された事情はうかがえない。

さらに、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は既に亡くなっているため、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3044

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から39年6月まで

私は、昭和38年12月末日に退社し、39年1月に会社を設立して独立したので、母がA町役場（当時）で私の国民年金の加入手続を行い、年金加入期間に空きが無いように国民年金保険料の納付を始めたと聞いている。38年12月が未加入、39年1月から同年6月までの7か月間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の発行日は昭和41年9月16日と記載されており、同日に申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認されるところ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）に、同年9月時点で遡及して納付可能であった39年7月から41年3月までの国民年金保険料が同年10月5日に過年度納付されたことが記録されており、加入手続時点では、申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は既に亡くなっているため、申立期間の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3045

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成元年12月まで

私の妻は、申立期間の国民年金保険料をA県B市役所で納付していたのに、未納とされていることは納得できないと生前言っていたので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳に記載されている国民年金の記号番号は、平成3年4月ごろに社会保険事務所(当時)からB市に払い出されており、同手帳に申立人の氏名変更手続きが同年4月11日に同市において行われたことが記載されていることから、申立人は同日に初めて国民年金の加入手続きを行い、その際、昭和63年7月16日に遡^{さかのぼ}って国民年金の被保険者資格を取得したと推認され、この時点では、申立期間のうち平成元年2月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、年金手帳の住所変更記録及びオンライン記録から、申立人は平成3年4月21日にC郡D町(現在は、E市)に転入していることが確認でき、申立期間直後の2年1月から同年3月までの保険料は、同町を管轄するF社会保険事務所(当時)において4年2月27日に過年度保険料として納付されていることが申立人の夫が所持する領収証書により確認できることから、転入前に申立人が加入手続きを行った3年4月時点でB市において申立期間の保険料を納付していたとは考え難い上、4年2月27日の時点では、申立期間の保険料は時効により納付できなかったことがうかがえる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払

出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は既に亡くなっているため、申立期間の保険料の納付状況等は不明であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3046

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から平成3年3月まで
私が20歳になった昭和59年*月*日に、母がA市民センター(当時)で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和59年*月*日にA市民センターで国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金記号番号は、平成3年3月4日に社会保険事務所(当時)からB市に払い出された番号の一つであり、同日以前に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付することは考え難い上、B市の保管する被保険者記録には、申立人は同年4月1日に国民年金の被保険者資格を新規取得したことが記録されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、納付金額、納付期間、納付方法等について、平成3年以降の納付状況等とほぼ一致する内容を述べていることから、申立期間に係る保険料の納付の記憶と混同している可能性は否定できない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3047

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 2 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 2 年 6 月まで

私は、昭和 62 年 4 月 1 日に A 社に入社し、同社が平成 2 年 7 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所になり厚生年金保険に加入するまでの間、事業所で国民年金の加入手続を行い、給与から国民年金保険料を控除し納付していたはずであり、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、勤務していた A 社が、従業員である申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと主張している。

しかしながら、当該事業所に係る職歴審査照会回答票によれば、平成 2 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立人を含む 159 名のうち、同年 6 月以前の期間が国民年金の被保険者期間となっている者が 32 名おり、そのうち 7 名が保険料を納付しており、そのうち連絡が取れた 2 名は、「国民年金の加入手続及び保険料の納付は自ら行った。」と供述している。

また、申立人が、申立人と同様に給与から保険料を控除されていたと主張する元同僚 2 名については、平成 2 年 6 月の時点で、いずれも国民年金の被保険者となっておらず、このうち連絡が取れた 1 名は、「事業所から交付された年金手帳に国民年金の加入記録の記載は無い。」と供述している。

さらに、申立人は、オンライン記録において、初めて国民年金の被保険者となった日が平成 11 年 4 月 1 日と記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、

B区又はC市において申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案3048（事案516及び1896の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から平成元年9月まで

私は、第三者委員会の二度目の判断後、新たな資料は見つからないが、亡くなった父が申立期間の国民年金保険料を間違いなく納付していたはずなので、再度、審議してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金手帳記号番号払出日から判断すると、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられること、保険料の納付状況等が明確でないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年9月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は再度申立てを行い、国民年金手帳記号番号払出日から申立期間の保険料を納付することができない期間であること、申立期間の保険料を納付していたと主張するその父が亡くなっており、当時の状況が明確でないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、この再申立てに対しても平成21年12月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は再々度の申立てを行っているが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を再度行うものの、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その父が申立期間の保険料を納付していたとの主張を繰り返しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、今回の再々申立てに当たっても、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3049

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から52年10月まで

私は、昭和49年7月に会社を退職後、50年7月にA（国名）に留学したが、父から同年1月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと聞いているので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申述するところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人と同様に申立人の父が国民年金の加入手続、保険料の納付を行っていたとする申立人の妹も、申立期間は未加入の期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3050

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、大学生であった平成2年*月に20歳になったが、3年4月から国民年金制度が変わり、学生でも国民年金の加入義務が発生したため、母が住んでいたA市B区で国民年金の加入手続きを行い、4年4月に就職するまで国民年金保険料を納付してくれていたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金の記号番号の記載は無く、平成9年1月1日の基礎年金番号制度開始時に加入していた厚生年金保険被保険者番号が基礎年金番号として付番されている上、「国民年金の記録(1)」の欄には12年9月1日に国民年金の被保険者になったことが記載されており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3051

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで

私は、A社を昭和60年3月31日に退職した後、「雇用保険被保険者証」、「離職票」等の書類のほかに国民年金の加入を勧める書類が送られてきたので、必要書類を持ってB市役所の年金担当窓口で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたのに申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金の記号番号の記載は無く、平成9年1月1日の基礎年金番号制度開始時に加入していた厚生年金保険被保険者番号が基礎年金番号として付番されており、オンライン記録では、12年10月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月までの期間及び同年 5 月から 4 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月まで
② 平成 3 年 5 月から 4 年 2 月まで

平成 4 年 3 月ごろ、私の妻は A 市役所の職員に、「国民年金に加入して、現在未納となっている国民年金保険料を納付しないと厚生年金保険には加入できない。」と言われたため、私は、B 銀行 C 支店から 100 万円を借りてそのうち 50 万円を夫婦二人分の保険料として納付したのにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を平成 4 年 3 月ごろに納付したと主張しているが、保険料の納付については、加入時において国民年金手帳記号番号の払出しを受け、手帳記号番号に基づき納付するところ、申立人の妻の手帳記号番号は、同年 5 月 20 日に A 市に払い出された番号の一つであり、オンライン記録において第 3 号被保険者の該当処理が同年 6 月 5 日に行われていることが確認できることから、同時期に加入手続が行われたものと推認でき、払出時点において申立期間の過半は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は夫婦二人分の保険料として 50 万円を納付したと主張しているが、夫婦二人分の未納保険料を納付するために必要な金額は、約 80 万円であり、納付したと主張する金額とは大きく異なる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 1 日から 43 年 1 月 25 日まで
② 昭和 48 年 10 月 1 日から 53 年 1 月 4 日まで

申立期間①については、私の父がA社（現在は、B社）で仕事をしてきたこともあり、同社C出張所（現在は、同社D支店）に入社し、E（職種）として勤務していたことは間違いない。また申立期間②については、F社G営業所に再度入社し勤務していた。これらの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が氏名を挙げた元同僚の証言により、申立人が、申立期間にA社C出張所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社は、「当時の資料が無く、当該期間に係る申立人の勤務実態は不明である。」と回答しており、申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が氏名を挙げた元同僚は既に死亡している上、当該元同僚の厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間②以前の昭和 47 年 4 月 24 日から 48 年 4 月 14 日までF社G営業所に勤務し、申立期間②は、別の事業所に勤務していることが確認できる。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の関係資料の所在を確認できないことから、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、F社G営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで
② 昭和 48 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 30 年にA社に入社し、一時、同社の社長が設立したB社に勤務した期間を除き、57 年に退社するまで継続して勤務していた。この間、A社C工場に勤務していた 43 年 11 月 1 日から同社本社に異動した 46 年 3 月 1 日までの期間及びB社を退職後すぐに勤務していたはずのA社における 48 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人が申立期間①にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立人は、昭和 41 年 3 月 1 日に同社C工場に被保険者資格を取得し、同社C工場が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 43 年 11 月 1 日に資格を喪失した後、申立期間後の 46 年 3 月 1 日に同社本社で資格を再取得していることが確認できる。

また、上記被保険者原票の整理番号*番から**番までの被保険者（申立人は***番）に係る資格の取得日及び喪失日について調査した結果、申立人と同様に、被保険者資格を喪失後すぐに資格を再取得せず、未加入期間を経て、A社本社で資格を再取得した者が 12 名確認でき、当該事業所は、一部の従業員について一時期、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、上記 12 名に未加入期間について照会したところ、うち 2 名から回答があったが、当該未加入期間における厚生年金保険への加入に係る供述は得られなかった。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関連資料は所在不明であることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間②直後の昭和 48 年 7 月 1 日にA社で被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、当時の事業主は、所在が不明であり、申立期間②当時の申立人の勤務実態について確認できない。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の賃金台帳及び源泉徴収票等の関連資料は所在不明であることから、申立人の申立期間②当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 23 日から 46 年 3 月 5 日まで

私は、昭和 41 年 7 月に A 社に入社し、58 年 4 月に退社するまで途中退職することなく、継続して勤務していた。申立期間は、同社 B 工場か C 市 D に所在した同社 E 工場に勤務していたので、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人は、昭和 41 年 7 月 1 日に同社 B 工場で被保険者資格を取得し、43 年 10 月 23 日に資格を喪失した後、申立期間後の 46 年 3 月 5 日に同社本社で資格を再取得していることが確認できる。

また、A 社 B 工場は、昭和 43 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、上記被保険者原票の整理番号 * 番から ** 番までの被保険者(申立人は *** 番)に係る資格の取得日及び喪失日について調査した結果、申立人と同様に、被保険者資格を喪失後すぐに資格を再取得せず、未加入期間を経て、同社本社で資格を再取得した者が 12 名確認でき、当該事業所は、一部の従業員について一時期、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、上記 12 名に未加入期間について照会したところ、そのうち 2 名から回答があったが、当該未加入期間における厚生年金保険への加入に係る供述は得られなかった。

加えて、当時の事業主は所在が不明であり、申立人の申立期間当時の勤務実態が確認できない上、A社本社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の賃金台帳及び源泉徴収票等の関連資料は所在不明であることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年9月1日から23年9月1日まで
② 昭和23年9月1日から24年3月1日まで

私は、A社で一緒に仕事をした仲間と、B市Cに所在したD事業所で昭和21年9月から23年8月末までE（作業）をしていた。同時期に働いていた元同僚の一人は厚生年金保険に加入していたとの話を聞いた覚えがあり、私も保険料を給与から控除されていたと思う。また、同年9月1日から24年2月末までF社に勤務していたが、これらの期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が氏名を挙げた元同僚は既に死亡しているものの、当該元同僚の妻は、「当時、申立人と夫は、D事業所で一緒に働いていた。」と証言していることから、申立人は、勤務期間は特定できないものの、D事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間①当時、B市に所在するD事業所という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、G地方法務局H出張所は、商業登記簿において当該事業所を確認することができないと回答している。

さらに、申立人がA社から一緒だったとして氏名を挙げた上記元同僚は、厚生年金保険被保険台帳により、D事業所における被保険者記録は確認できない上、当該元同僚は既に死亡していることから、申立人の申立期間①当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、オンライン記録により、F社は、申立期間②後の昭和28年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、当時の事業主は、「父が戦前から事業を始め、私が戦後から経営に当たった、昭和28年に会社組織にして厚生年金保険に加入したと記憶している。申立人のことは覚えておらず、当時の関係資料も無く、当時の状況は分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間②当時の保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、元同僚の氏名を覚えていないことから、同僚などに聞き取り調査を行うことができず、申立期間②当時の厚生年金保険への加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2797 (事案 1530 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで
前回、第三者委員会から「訂正不要」との決定を受けたが、A社B支店(C事業所)に、昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 2 月 1 日までの期間も確かに勤務していたはずなので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の元同僚の証言により、申立人がA社B支店に勤務していたことは推認できるが、同社本社が保管する「厚生年金保険の加入記録リスト」において、申立人は、申立期間後の昭和 36 年 2 月 1 日に、同社本社において初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40 年 2 月 14 日に資格を喪失したことが確認できる上、元同僚の供述により、申立人は、申立期間当時、臨時雇用の職員として厚生年金保険に加入していなかったことが推認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 2 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、確かに勤務したので再調査してほしいと主張しているが、新たな事情、資料等は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

私は、A区BにあったC社が経営する施設で昭和 33 年 4 月から同年 9 月末までD（職種）として勤務し、また、E市FにあったG事業所でH（職種）として 35 年 4 月から 1 年間、勤務していた。これらの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当時の事業所の状況、業務内容、通勤経路等を詳述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立期間①にC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、昭和 35 年 3 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は、適用事業所となる前の期間である。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できない上、所在が不明であることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、当時の事業所の所在地、施設の状況

等を詳述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立期間②当時にG事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、E市に所在するI事業所及びG事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないため、元同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、申立人は、「G事業所の事業主は、J社の社長だった。」と供述しているところ、J社に名称が類似するK社がL県に所在することがオンライン記録により確認できるが、申立期間から約30年後の昭和63年7月に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立人が供述する当時の事業主を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2799

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月から28年5月30日まで

私は、昭和25年2月にA社（現在は、B社）に入社し、29年7月まで勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が28年5月30日とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和25年2月からA社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の元同僚に照会したが具体的な証言を得ることはできず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、当該事業所は既に合併により解散している上、B社は、「当時の人事記録、賃金台帳等の資料は現存せず、申立人の申立期間における勤務、厚生年金保険の適用状況、厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から18年9月25日まで

私のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間については15万円と届け出ていたが、国の記録では、平成11年1月から12年9月までは9万2,000円、同年10月から18年8月までは9万8,000円とされており、届け出た金額と相違するので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額を15万円として社会保険事務所（当時）に届け出ていた。」と主張している。

しかしながら、管轄年金事務所から提出された当該事業所に係る平成16年、17年及び18年の「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」の写しにより、申立人について、標準報酬月額の算定の基礎となる各年4月から6月までの報酬月額がいずれも5万円と届け出られていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人の当該事業所における申立期間の報酬月額がいずれも5万円で届け出られ、これを当時の標準報酬月額の等級区分に当てはめた結果、申立期間の標準報酬月額について、平成11年1月から12年9月までは9万2,000円、同年10月から18年8月までは9万8,000円（いずれも最低額）と算定されたことが確認できる。

さらに、A社の履歴事項全部証明書により、申立人は同社の代表取締役であることが確認できるところ、申立人は、「申立期間当時の賃金台帳等の書類については保存していない。」と供述していることから、申立期間

における厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は、当該事業所の代表取締役であり、仮に申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当することから、同法に基づく記録訂正の対象とはならない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 20 日から 42 年 11 月 13 日まで
私は、A社を退職したときは、脱退手当金という名目で支払われたかは分からないものの、一時金を支給された記憶があるが、B社を退職したときは、一時金をもらった記憶は無く、退職金ももらっていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人記載ページ及びその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年11月13日の前後2年以内に資格を喪失した、脱退手当金の受給資格者6名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5名に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうち1名は、「脱退手当金は、会社が退職のとき請求してくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約1か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月及び同年2月
② 昭和26年5月及び同年6月

私は、申立期間①の昭和26年1月から同年2月にかけて約1か月間、A港からB事業所のC丸に乗船して出漁したが、その期間の船員保険の加入記録が無いので調査してほしい。申立期間②の昭和26年5月及び同年6月の2か月間、D事業所所属のE丸に乗船して漁に従事したが、その期間の船員保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「B事業所のC丸に乗船して出漁した。」と主張しているが、申立人に係る船員保険被保険者台帳から、申立人は申立期間①の直前までF氏所有の船舶に乗船していたことが確認でき、同氏所有の船舶に係る船員保険被保険者名簿のうち「C」を含む名称の船舶は「G丸」のみとなっているところ、G丸は昭和26年6月1日に船員保険の適用船舶でなくなっており、所有者のF氏及び申立期間①にG丸に乗船していた者の所在は不明であることから、申立人の申立期間①における船員保険の加入状況について確認することができない。

また、「G丸」に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、船員手帳番号に欠番は無い。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳にも、F氏を船舶所有者とするC丸に係る船員保険の加入記録の記載は無い。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、「D事業所所属のE丸に乗船した。」と主張している。

しかし、申立人はE丸の所有者を記憶していない上、船員手帳を保管していないことから同船の所有者を確認することができない。

また、H運輸局は、「当事務所で保管している船舶原簿を縦覧しても、E丸という船名は見当たらない。」と回答している上、同船が加盟していたと想定されるI漁業協同組合は、「当時の資料は無く、当時を知る職員もいないことから、E丸については不明である。」と回答していることから、同船の所有者を特定できず、船員保険の適用状況を確認することはできない。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳には、E丸に係る船員保険の加入記録の記載は無い。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
私の夫は、夫の父の会社である、A社に昭和 36 年 8 月 1 日から 39 年 4 月 30 日まで勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるが、同社における資格喪失日が 38 年 8 月 1 日とされており、9 か月の厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫はA社に昭和 39 年 4 月 30 日まで勤務し、同年 5 月 1 日からは、B社の事業主になった。」と主張している。

しかしながら、当時のA社の事業主である申立人の父及び同僚である申立人の弟の二人はいずれも既に死亡している上、申立人の妻は、「当時の人事記録、賃金台帳等の関係資料は現存していない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の当時の同僚に照会を行ったが、具体的な証言を得ることはできず、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和 38 年 8 月 1 日と記載されており、当該事業所の定時決定が同年 8 月 10 日に行われているところ、当該名簿の申立人欄に同年の標準報酬月額額の定時決定の記載は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年から 41 年までのうち一部期間

私は、昭和 38 年から 41 年までのうち一部期間について、A社（現在は、B社）及びC社に勤務した。それぞれの事業所に具体的にいつからいつまでの期間、勤務したかは覚えていないが、先に勤務したのはA社である。申立期間の厚生年金保険の加入記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社については、複数の元同僚は、申立人が同社に勤務していたことを証言しているが、勤務期間について具体的な証言は得られず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、A社は、昭和 41 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の大半は適用事業所となる前の期間である上、B社が保管する新規適用時の健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書に申立人の氏名は無く、同社は、「当該通知書のほかに当時の資料は無く、申立人の勤務期間、厚生年金保険の被保険者資格の届出及び厚生年金保険料の納付については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における保険料の控除については確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 C社については、複数の元同僚は、申立人が同社に勤務していたことを証言しているが、勤務期間について具体的な証言は得られず、申立人

の勤務期間を特定することができない。

また、C社は、「当時の事業主は既に死亡しており、当時の関係資料は一切現存していないため、申立人の勤務期間、勤務形態、被保険者資格の届出及び保険料の納付については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における保険料の控除については確認できない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月25日から42年8月19日まで
② 昭和43年9月26日から45年11月23日まで
③ 昭和45年11月23日から46年11月1日まで

私は、申立期間①については、A社を辞めてすぐにB事業所に勤務していたはずであり、申立期間②については、C社を辞めてすぐにD社に勤務していた。また、申立期間③については、D社を退社した後すぐにE社に勤務していたはずであり、これら3社での勤務期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当時の事業所の所在地、業務内容等申立期間①当時の状況を詳述していることから、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間①当時、申立人が事業所の所在地として供述しているF区Gに、B事業所（類似の事業所名を含む。）は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、H法務局I出張所では、申立期間①にF区においてB事業所という名称の商業登記の記録は無いと回答している。

さらに、申立人は、B事業所の元事業主及び元同僚1名の氏名を挙げているが、生年月日が不明なため、個人を特定できず、申立人の申立期間①当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人が昭和44年11月5日に被保険者資格を取得し、45年11月22日に離職していることが確認できることから、当該期間にD社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は、「当時は季節労働者が多く、季節労働者は日雇健康保険に加入し、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、申立人が氏名を記憶している元同僚（給与計算等の会計事務を担当）は、「申立人は、季節労働者だった。健康保険は日雇健康保険であり、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、当該事業所は、日雇健康保険に関連して、J社会保険事務所（当時）から、印紙購入通帳番号として「*」号を付番され、昭和43年3月11日に印紙購入通帳の交付を受けている。

また、申立人はほかの元同僚を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②に厚生年金保険の被保険者資格を有する7名を抽出し、当時の勤務実態について照会したところ、回答が得られた6名はいずれも「当時は相当数の季節労働者がいた。季節労働者は、日雇健康保険に入り、厚生年金保険には入っていなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間②に、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、E社において、労務及び社会保険事務を担当していた元同僚は、「当時、当該事業所に勤務していたほとんどの者は、日雇健康保険の加入者だった。申立人も、日雇健康保険の適用者だったので、厚生年金保険には加入していなかった。厚生年金保険については、事務担当者、現場責任者等で、社長と直接交渉し、認められた者のみを加入者としていた。」と供述している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2806 (事案 486 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から27年10月19日まで
前回の申立てに対し、「申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。」との通知を受け取ったが、申立期間はA社B営業所に勤務し、C(職種)をしていたのは間違いない。同社における申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人と同じ営業所に勤務していた元上司及び元同僚が死亡している上、A社の事業を承継しているD社は、当時の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間当時の勤務形態等を確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月25日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てに際して、申立人は、C(職種)として申立期間においてもA社に勤務していたと主張するが、新たな資料及び情報の提出は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 59 年 4 月 27 日まで

私は、昭和 57 年 8 月から平成 6 年 9 月 30 日まで、A 社に正社員として継続して勤務したのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された社員名簿により、申立人は申立期間後の昭和 59 年 4 月 27 日に当該事業所に入社していることが確認できる。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚 4 名に照会したところ、回答のあった 2 名は申立人を覚えていたが、入社時期について具体的な供述を得ることができず、申立人の勤務期間を特定できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に当該事業所で被保険者資格を有する 2 名に照会したところ、回答のあった 1 名は、申立人をはっきり覚えておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

加えて、当時の事業主は既に死亡しており、当該事業所は、「申立人に係る資料は存在しない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2808

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 20 日から 44 年 10 月 15 日まで
私は、昭和 43 年 5 月から 44 年 10 月まで A 市 B に所在した C 社に勤務した。勤務開始直後は、関連会社である D 社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、C 社を退職する前の 12 か月間の被保険者記録が無い。同社に継続して勤務していたことは確かであり、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとする年金事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、事業所は特定できないものの、申立期間中の昭和 43 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得し、44 年 5 月 31 日に離職していることが確認できることから、当該期間に C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「申立期間当時、当該事業所に勤務していた者は、代表取締役と私の 2 名だけであった。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったと考えられる上、オンライン記録において、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、当該事業所の履歴事項全部証明書において代表取締役となっている者は死亡しており、申立期間当時の関係資料の所在は不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、「C 社の代表取締役（D 社の元専務取締役）に誘われて入社した。」と供述しているが、当該代表取締役は、申立期間において厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、D社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月6日から同年2月3日まで
② 昭和35年2月3日から同年5月15日まで
③ 昭和35年7月19日から同年9月28日まで
④ 昭和36年5月3日から同年8月8日まで
⑤ 昭和36年8月8日から37年9月27日まで
⑥ 昭和39年9月22日から40年2月24日まで

私の夫は、申立期間において船に乗っており、船員手帳に記録がある。申立期間⑤及び⑥については、船主である私が県庁において船員保険料を納付したことを記憶しており、夫の船員保険被保険者としての記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の妻から提出された船員手帳により、申立人は船舶所有者AのB丸にC(職種)として昭和35年1月6日に雇入れられ、同年2月3日に船主変更を理由に雇止めとなっていることが確認できる。

しかし、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無い。

また、申立期間①当時、B丸と一緒に乗船していたとする元船長についても当該船員保険被保険者名簿において氏名は無く、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人の妻から提出された船員手帳により、申立人は船舶所有者DのB丸にC（職種）として昭和35年2月3日に雇入れられ、合意を理由に同年5月15日に雇止めとなり、その後E（職種）として同年7月19日に雇入れられ、同年9月28日に雇止めとなっていることが確認できる。

しかし、当該船舶所有者は船員保険船舶所有者名簿に船舶所有者として記録が無く、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿も無いことから、申立人の船員保険の加入状況について確認できない。

また、申立期間②当時、B丸と一緒に乗船していた元船長も船員保険被保険者名簿において氏名は無く、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人の妻は、ほかの元同僚の氏名を覚えておらず、申立人の申立期間②及び③当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④については、申立人の妻から提出された申立人の船員手帳により、申立人は船舶所有者FのG丸にE（職種）として昭和36年5月3日に雇入れられ、売船を理由に同年8月8日に雇止めとなっていることが確認できる。

しかし、当該船舶所有者は船員保険船舶所有者名簿に船舶所有者として記録が無く、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿も無いことから、申立人の船員保険の加入状況について確認できない。

また、申立人の妻は、元同僚の氏名を覚えておらず、申立人の申立期間④当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間④における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑤及び⑥について、申立人の妻から提出された申立人の船員手帳により、申立人は船舶所有者H（申立人の妻）のG丸にE（職種）として昭和36年8月8日に雇入れられ、売船を理由に37年9月27日に雇止めとなり、その後船舶所有者HのI丸にE（職種）として39年9月22日に雇入れられ、自己都合により40年2月24日に雇止めとなっていることが確認できる。

しかし、当該船舶所有者は船員保険船舶所有者名簿に船舶所有者として記録が無く、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿も無いことから、申立人の船員保険の加入状況について確認できない。

また、当該船舶所有者が船員保険の手続を依頼していたとする J 事業所はその所在地が不明であり、当時の船員保険の手続について確認することができない。

さらに、申立人の妻は、元同僚の氏名を覚えておらず、申立人の申立期間⑤及び⑥当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間⑤及び⑥における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2810

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 60 年 11 月 1 日まで

私は、資格を取るために実務経験が必要だったので、申立期間においてA市に所在するB事業所に勤務した。厚生年金保険料は控除されていたはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC団体の回答により、申立期間に申立人がD事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録により、A市にD事業所、B事業所及び類似する名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、元事業主は既に死亡している上、申立人は当該事業所の元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月12日から27年11月1日まで
私は、昭和26年9月12日から27年10月31日までA県B市にあったC社に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言によると、申立期間に申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は、昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が適用事業所になった日に被保険者資格を取得した6名のうち4名に照会したところ、2名から回答があり、そのうち1名は、「入社からの7か月間について厚生年金保険の加入記録に欠落があることは了解しており、その間の厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は所在不明であり、賃金台帳、源泉徴収票等の関連資料についても所在が確認できないことから、申立人の申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2812

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで
私は、出産のため、A社（現在は、B社）C支店を昭和 41 年 10 月 1 日に退職したが、社会保険事務所（当時）で申立期間に係る脱退手当金を 42 年 9 月 22 日に支給しているとの説明を受けた。しかし、実家のあるD県E市で出産し、同年 5 月にF区の自宅に戻ったが、生後間もない子を連れて社会保険事務所に行くことはできないし、脱退手当金を請求した記憶も、受け取った記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の脱退手当金については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 12 か月後の昭和 42 年 9 月 22 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2813（事案 1175 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
前回の第三者委員会の審議では、申立期間においてA社で厚生年金保険に加入していたことを認めてもらえなかったが、今回、新たな資料として申立期間中に社員旅行でB（地名）に行った際の記念写真を提出するので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、元同僚の証言から昭和 35 年 7 月以降に申立人がA社に再度勤務していたことは推認できるものの、当時の厚生年金保険の手続をすべて行っていた事業主は既に亡くなっており、オンライン記録においても不自然な点がみられないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として昭和 36 年 5 月 20 日に撮影されたB（地名）の社内旅行の記念写真を提出しており、その写真を基に、再度同僚調査を行ってほしいと主張している。

しかしながら、当該記念写真に写っている複数の元同僚に厚生年金保険料の控除について聴取したところ、そのうち一人は、「給与として、給与袋にお金だけが入ったものを渡され、内訳が入っていなかったので、当時は自分が厚生年金保険に加入しているのかわからなかった。」と証言している。

また、当該事業所を一度退職し、再度同事業所に勤務したとする元同僚は、「事業主から『家にいて何もしていないのなら店を手伝ってくれないか。』と言われ、数か月間、以前と同様の形態で勤務したことがある。」

と証言しているが、この期間についてはオンライン記録上、当該元同僚は厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、経理を担当していた元同僚は、「厚生年金保険の業務については、外部の顧問に依頼していた。厚生年金保険料の控除についてはすべてその顧問と事業主で管理していた。」と証言しているところ、両者は既に亡くなっているため、当時の保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2814

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月から同年 11 月まで

私は、平成 15 年 2 月から同年 11 月まで A 社に勤めていたが、その間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び A 社の元同僚の供述により、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成 12 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間は、当該事業所が適用事業所ではない期間である。

また、当該事業所の元事業主に対し照会を行ったものの回答は得られなかったことから、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、当該事業所の元同僚 4 人は、「会社から、給料を上乗せするから国民年金に加入するよう言われた。」とそれぞれ供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入しており、当該期間の一部において半額免除納付済期間及び半額免除未納期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月から29年1月3日まで
② 昭和35年3月から37年4月3日まで
③ 昭和58年10月から62年10月1日まで

私は、A社B事業所に勤めるまでの申立期間①については、C事業所でD（作業）をしていた。また申立期間②についてはE社でF（職種）をしており、申立期間③についてはG事業所にF（職種）として勤務していたが、各期間において、厚生年金保険被保険者の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が勤務していたと主張するC事業所は、H（機関）の回答によりI社が事業会社であることが判明したが、オンライン記録において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により確認できた当時の役員2名については、当該事業所での厚生年金保険被保険者の加入記録は見当たらない。

また、申立人は、当時の同僚等について記憶しておらず、事業主についても所在が不明なため、申立人の当該期間の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年3月1日であり、申立期間は当

該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所の事業主は、「当時の書類は保存しておらず、当時の状況は不明である。申立人についての記憶は無い。」と回答していることから、申立人の当該期間の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、当時の同僚等について記憶していないため聞き取り調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、G事業所から提出された職員台帳により、申立人が、昭和58年10月28日から61年9月7日まで当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所での給与形態について申立人が「売上げの50%支給。」と供述しているところ、事業主は、「50%支給契約ならば臨時的雇用であったと思われる。」と回答している。

また、複数の元同僚は、「当時、自分は3年間は臨時社員扱いで厚生年金保険は未加入であった。」、「自分から言わないと会社は社会保険に加入させてくれなかった。」、「会社は、様子を見ながら社会保険に加入させていた。」、「保険の加入については、始めは臨時やアルバイト扱いもあった。」などの供述をしていることから、厚生年金保険の加入については、当該事業所は、F（職種）との間で各人ごとに取り決めていたことがうかがえる。

さらに、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録は無い上、ほかに申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2816

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月15日から27年11月1日まで
② 昭和31年12月1日から32年5月1日まで

私は、A区にあったB社に昭和26年6月に入社し、31年11月に退職するまで5年以上継続して勤務したが、申立期間①の17か月間の厚生年金保険被保険者期間の記録が無い。また、申立期間②はC社に勤務していた者に、正社員になれるかもしれないが取りあえずD（職種）として働かないかと誘われ当該事業所に勤務していたが、その5か月間の厚生年金保険被保険者期間の記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「昭和26年6月から31年11月までA区にあったB社に勤務しており、26年6月から厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているところ、B社は、申立人が当該事業所で初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得した27年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は、厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が記憶していた元同僚は、「申立人のことについて、記憶は定かではない。」「自分は、昭和27年11月に厚生年金保険に加入したが、実際はそれ以前から勤務しており、加入以前は会社が年金制度に加入していなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人のE社に勤務した経緯や勤務に関する具体的な供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は元同僚の氏名については姓のみの記憶であることから、個人を特定できない上、申立人に対し当該事業所に入社するよう紹介したとされる者は既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態について確認できない。

また、当該事業所の事業主は、「申立人の在籍を確認するための資料等は、書類の保管期限が過ぎているため破棄している上、勤務実態等は不明であり、期間従業員についても同様である。」と回答していることから、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月及び同年 11 月

私は、平成 3 年 6 月 10 日から同年 12 月 21 日まで A 社(現在は、B 社)に勤務していた。その間、給料が下がっていないのに、ねんきん定期便で同年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額が下がっていることを知った。給料から控除されていた厚生年金保険料額が下がった記憶は無く、標準報酬月額のみが下がっていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険被保険者資格取得時においては 38 万円、平成 3 年 10 月の定時決定においては 22 万円とされているところ、申立人は、「給与から控除されていた厚生年金保険料が下がった記憶が無いにもかかわらず、平成 3 年 10 月に標準報酬月額が 38 万円から 22 万円に下がったことに対して疑問がある。」と主張している。

しかしながら、B 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が平成 3 年 6 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているため、報酬月額の対象月が、同年 7 月の 1 か月のみとなり、同月 (21 万 4,597 円) の給与に基づき届出が行われていることが確認できることから、平成 3 年度の標準報酬月額の定時決定は正当であると認められる。

また、当該事業所から提出された賃金台帳により、申立人の申立期間に係る給与から控除されている厚生年金保険料額は、標準報酬月額 22 万円

に基づく保険料額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月から同年12月ごろまで
② 昭和38年12月から39年5月ごろまで

私は、昭和30年4月から同年12月ごろまで、A社B支社でC（職種）として勤務していた。その後、38年12月から39年5月ごろは、D社（現在は、E社）でF（作業）をしていた。申立期間はいずれも厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社B支社における業務内容等について具体的に供述していることから、勤務期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は「当時の資料は保管されていないため、申立人の勤務状況等は不明である。」と回答しており、申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、G健康保険組合に照会にしたところ、「当時のB支社の記録は廃棄済みのため不明である。」と回答している。

さらに、申立人自身は元同僚の氏名について記憶していないことから、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿により、所在の判明した元同僚2名に申立人の勤務実態について照会を行ったところ、そのうち1名から回答が得られたが、「申立人については記憶が無い。」と回答しており、申立人の勤務実態等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、D社における業務内容を具体的に供述していること、及び申立人が所持する昭和 38 年に当該事業所入口において元同僚 7 名と一緒に撮影した写真から、勤務期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「当社に現存する書類を調査したが、申立人の在籍は確認できない。当社は、昭和 35 年 2 月以降の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を保管しているが、その中に申立人の通知書は無い。なお、申立人が所持する写真については、当社の門前と思われるが、40 年以上前の写真であり、当時を知る者はいないことから写真の人物については不明である。」と回答している。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶していないため、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の判明した 1 名に申立人の勤務実態等について照会を行ったが、申立人に係る記憶は無く、申立人の勤務実態等について証言を得ることはできない。

加えて、当該事業所の上記被保険者名簿に、申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人は、申立期間②において国民年金に加入し、第 3 回特例納付により国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月15日から51年9月1日まで

私は、A社の設立時点から会社を清算するまでの期間は取締役として勤務し、さまざまな仕事をしてきたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の閉鎖商業登記簿謄本に取締役として記載されていること、及び当時の元同僚の証言から、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、「当該事業所において経理は二人で担当しており、一人が退職（昭和44年10月31日資格喪失）するまでは、自身は子育てに追われていた時期でもあり、午後2時には子供を迎えに行くなどして、まる1日は勤務していなかった。」と供述しており、ほかの事務職と勤務時間が同様ではなかったことがうかがえる。

また、当時の事業主である申立人の夫は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない上、当時の関係資料は保存されていないため申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和43年10月15日に厚生年金保険の資格を喪失しており、44年以降は、事業主が行うべき複数回の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定の記載は無く、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2820

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から 30 年 6 月 1 日まで
私は、A社に昭和 29 年 1 月 1 日から 30 年 5 月末日まで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録が、29 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までしかないのでは納得できない。30 年 5 月末日まで厚生年金保険に加入していたはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和 30 年 5 月末日まで勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずである。」と主張している。

しかしながら、現在の事業主は、「申立期間当時の資料は何も残っておらず、すべて不明である。」と回答しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間当時の複数の同僚に申立人の勤務実態等について照会したところ、具体的な供述は得られず、申立人の退職時期及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、口頭意見陳述においても、保険料控除をうかがわせる事情は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月1日から42年5月1日まで
② 昭和43年5月1日から同年11月1日まで
③ 昭和44年11月1日から45年5月1日まで
④ 昭和46年5月11日から49年3月26日まで
⑤ 昭和49年9月2日から54年11月1日まで

私は、申立期間当時の給与明細書等、証明できる証拠書類は持っていないが、今まで就職してきた会社はいずれも知人等の推薦により、取締役や重責役職に就いており、一般の会社員よりは高額の給与を受け取っていたはずである。A社、B社、C社、D社及びE社のそれぞれの事業所において勤めていた期間における標準報酬月額は、私が実際に受け取っていたはずの給与と比べて著しく低く納得できないので、私の主張する正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、「申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額に関して、遡^{そきゆう}及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、B社は昭和45年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記の記録において既に解散していることが確認できる上、事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間②に係る報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額に関して、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、C社は昭和45年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間③に係る報酬月額及び保険料控除について確認できる資料は保管されていないが、商業登記の記録において、申立人自身が申立期間③当時において当該事業所の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「自分は当時確かに登記上、代表取締役であったが、担当職務はF（職務）のみであり、経理や社会保険事務関係は当該事業所の設立母体である親会社のB社がすべて行っており、代表者印もB社の代表取締役社長が持っており、自分が管理したことはなかった。」と供述しているが、B社は前述のとおり既に解散していることから、申立人の申立期間③に係る報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額に関して、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④については、D社は、「申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料を保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間④に係る報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間④に

係る標準報酬月額に関して、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、E社（現在は、G社）は、「申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料を保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間⑤に係る報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

また、E社が加入するH厚生年金基金における標準給与の記録と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録及びオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額に関して、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

このほか、申立人の申立期間⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 1 日ごろから 56 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 51 年 11 月に前の会社を辞めたあと、A社にパートタイマーとして勤務を始め、その後準社員として 58 年 7 月まで勤務していたのに、厚生労働省の記録では 56 年 6 月 1 日から厚生年金保険に加入したことになっている。

勤務時間は入社当初からフルタイムであり、申立期間も厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間の加入記録が無いことは納得できない。調査して、加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 51 年 12 月 1 日にA社に入社し、申立期間も厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、A社は「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格取得、資格喪失の届出及び厚生年金保険料の納付は行っていない。また、当社の従業員の雇用形態は、正社員とパートタイマーに分かれており、申立人はパートタイマーとして雇用されていた。パートタイマーの中で、準社員とそれ以外の区分があり、勤務時間も様々で、社会保険への加入の有無も、個々の雇用契約により異なっていた。」と回答している。

また、当該事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 56 年 6 月 1 日であることが確認できる上、申立人の当該事業所に係る厚生年金基金及び雇用保険の加入記録は、いずれも資格取得日が同年 6 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人は元同僚等の氏名を記憶していないことから、厚生年金

保険被保険者名簿により、申立期間前後に資格を取得した者のうち8人に申立人の勤務実態等を照会したところ、そのうち4人から回答があったが、申立人のことを記憶している者はいない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2823

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
私は、昭和 52 年 4 月 1 日に A 社に入社し、同年 8 月 31 日まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主及び複数の元同僚の証言から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時の関連書類は保存していない。しかし、当時の経理担当者に申立人の厚生年金保険の加入状況等を聞いてみたところ、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかったと言っていることから、申立人は厚生年金保険に未加入であったと思う。」と回答している。

また、同社が加入している B 健康保険組合に申立人の加入状況を照会したところ、「当組合の被保険者名簿において申立人に係る健康保険被保険者の資格取得期間は無い。」と回答している上、申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立期間において当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。